

各都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法担当課室 殿

環境省廃棄物・リサイクル対策部自動車リサイクル対策室  
経済産業省製造産業局自動車課

### 解体業・破砕業の届出・許可の運用について

自動車リサイクル法の施行にあたりご尽力いただきありがとうございます。

さて、7月1日より始まりました自動車リサイクル法の解体業及び破砕業の届出・許可の運用につきましては、一部自治体において適切とは言い難い運用がなされているとの情報も寄せられておりますので、以下のとおり運用されるようお願い致します。

#### 1. 届出による許可への移行

現に解体業又は破砕業を行っている廃棄物処理法の許可業者（解体業の場合は原則収集運搬に加え積替保管あり又は中間処分あり、破砕業の場合は中間処分あり）は、届出により解体業又は破砕業の許可に移行できることとなっております。その趣旨は、廃棄物処理法の許可業者であれば、解体業又は破砕業を的確に行う能力があるものとみなされるので、行政庁に届出するだけで解体業又は破砕業の許可に移行できるというものです。

しかしながら、廃棄物処理法の許可要件を満たしていないのであれば、そもそも届出以前に廃棄物処理法の許可を取り消さなければならないものであることは従前より申し上げておりです（特に不適正保管を行っているような事業者の場合は、事業計画書・収支見積書などで事前にチェックするようお願いしてきました。）。

また、「届出」という行為は、従前より申し上げており、それ自体で完結する行為であり、審査を伴うものではありません。廃棄物処理法の許可要件を満たした許可業者の場合、届出書の記載事項に不備がなければ、行政側はそれを受理せねばならず、同時に解体業又は破砕業の許可を取得したとみなされるものです。したがって、この場合は届出を受理し直ちに許可証を交付するという運用を確実に行ってください。

事業者にとっては、自動車リサイクル法の許可証を受けた後、別途自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。自動車リサイクルシステムへの事業者登録については、口座確認等に一定期間が必要となる場合もあることに加え、自動車リサイクル法の施行前に事業者が電子マニフェストの練習をしていただく練習用システムについても事業者登録が完了した後でないと利用していただけないことから、事業者には可能な限り早期に自動車リサイクルシステムへの事業者登録の申込みを行って頂くことが極めて重要となります。な自動車リサイクルシステムへの事業者登録には許可証の写しが必要となりますので、

この点も踏まえ上記運用の徹底をお願い致します。

## 2. 届出における標準作業書の扱い

届出書については、本年4月9日に開催しました自動車リサイクル法都道府県等担当者説明会において、資料7として様式を提示させていただきました。標準作業書の内容については、「標準作業書の記載事項」にて確認するようお願い致します。なお、事業者の要望に応じて届出書への記載の代わりに標準作業書の添付を求めることは可能ですが、標準作業書の提出を義務付けることはできませんのでご留意下さい（標準作業書の提出はあくまで任意）。

## 3. 届出におけるその他添付書類の提出

届出において、その他添付書類の提出を求めるような運用はされないようお願い致します。届出は、届出書の提出により足ることとなっております。添付書類がないから届出を受け付けない、あるいは届出は受け付けるが書類の提出があるまでは許可証は出さない、といった運用はできません（標準作業書の取扱いについては既述のとおり）。

書類が必要な場合は、届出を受理し直ちに許可証を交付した上で別途報告の徴収により実施されますようお願い致します。

## 4. 他法令の扱い

同様に、自動車リサイクル法ではなく、建築基準法等他法令に抵触している場合においても、自動車リサイクル法における届出による許可への移行は上記1～3の扱いとなります。届出に際して、他法令に係る審査や書類の添付を求めることはできません。

現状で他法令に抵触している場合にあっては、他法令を所管する部局（都市計画部局など）から、自動車リサイクル法の許可とは別次元で指導や改善を行うべきものであることにご留意ください。

なお、開発行為等に関しては、平成14年8月8日に国土交通省より各都道府県等の開発許可担当部長あて通知「使用済自動車の再資源化等に関する法律の公布に伴う留意事項について」により、解体業者等の市街化調整区域での開発許可等について、画一的な運用ではなく、地域の実情に応じた運用を行うことが望ましい旨示されているところで、念のため添付致します。

## 5. 許可状況の把握についてお願い

各自治体における解体業及び破碎業の許可状況につきまして、全国的な状況を把握したいと考えております。7月末時点での届出、新規許可申請の状況、許可証発行の状況等について、調査させていただきたいので、ご協力をお願い致します。